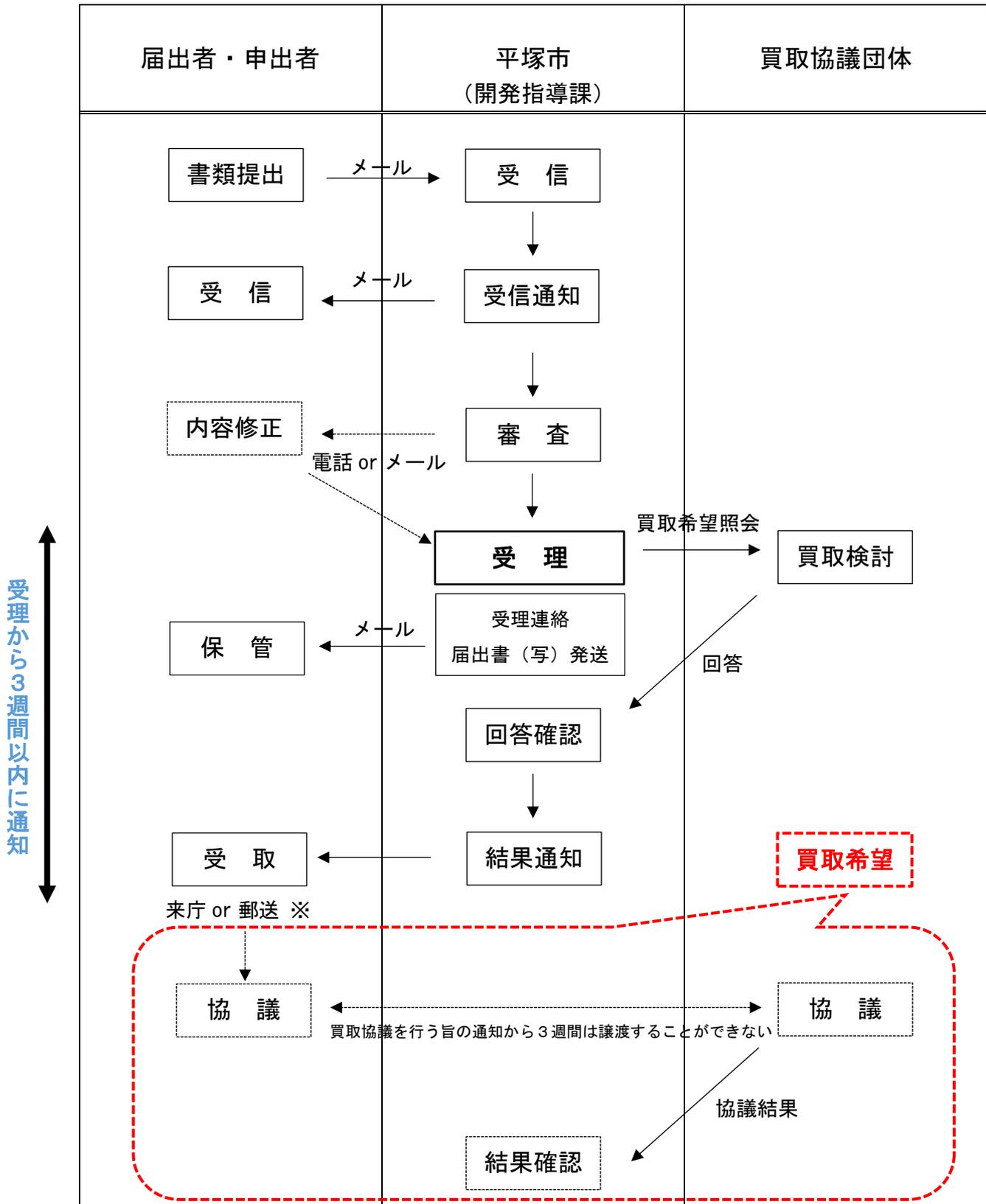


「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出・申出フロー（メール提出）



※通知書は、郵送による交付も可能です。

その場合は、**受理連絡後1週間以内**に返信用封筒（レターパック、特定記録等追跡ができるもの）と「受付印が押印された届出書（申出書）の写し」及び「委任状（委任の場合）」を同封して、開発指導課調査指導担当宛に送付してください。